

電波のルールを守ろう！

FRS、GMRSの 国内での使用は 御法度でい！



FRS とは【Family Radio Service】

米国 FCC (連邦通信委員会) 規則の技術基準に適合した無線機 (出力 0.5W、14CH) で、米国内での使用は認められているが、日本国内では使用できないもの。

GMRS とは【General Mobile Radio Service】

FRS と同様の無線機 (出力 5W 又は 50W、FRS の 14CH を含む 30CH) で、米国内で免許を受けて使用することは認められているが、日本国内では免許が受けられないもの。

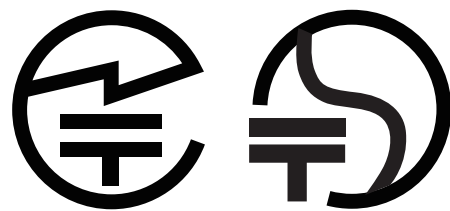


あなたの無線機、 ついていませんか？技適マーク

技術基準適合証明等を受けたマーク (技適マーク) がない外国製無線機の、購入・使用は十分注意してください。

技適マークがない外国製無線機 (FRS、GMRS) を使用して無線局を開設すると、不法無線局となり、たとえ知らずに行ったとしても処罰の対象となります。

FRS、GMRS を使用すると、防災行政無線や放送事業用無線など重要な無線通信に妨害を与える恐れがあり、国民生活に支障を与えることになります。



※技術基準適合証明には、この他のマークもありますのでご注意ください。
詳しくは総務省電波利用 HP をご覧ください。
<http://www.tele.soumu.go.jp>



外国製無線機は、日本で免許を受けられない場合があります

技適マークがない多くの外国製無線機は、開設・運用するための無線局の免許が受けられません。

また、技適マークがあっても、不法に改造されている無線機もありますので、購入の際は十分注意してください。



不法無線局は罪になります

不法無線局を開設・運用した場合は、電波法違反となり罰則の対象となります。

1 年以下の懲役
または 100 万円以下の罰金



電波は限りある資源です

不法無線局やルールを守らない無線局による不法電波が、正規の電波を妨害し、これまで使えていた携帯電話が繋がらなくなる、電子機器が誤作動するなどの被害が多発しています。

電波は目に見えないけれど、限りある資源です。効率よく安心して利用できるよう電波のルールを守りましょう。

ご不明な点は、下記へお問い合わせください

総務省近畿総合通信局

〒540-8795 大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館

TEL. (06)6942-8528

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/>